

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月22日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：アジア地域 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：ASEAN長期エネルギー政策に関する情報収集・確認調査  
調査区分：プロジェクト形成（技協）

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2014年3月下旬

2 参加要件

ASEAN地域における電力エネルギー等の調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月5日から2013年6月7日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月5日から2013年6月10日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月21日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月上旬
- (5) 契約交渉 : 7月中旬～7月中旬

5 業務の目的

今後東南アジア地域の成長を持続的な軌道に乗せるためには、長期的なエネルギー需要の動向、エネルギー構造の在り方、及びそれに到達するための政策手段が鍵となる。特に低炭素の観点、エネルギー効率性の観点を両立することが政策課題として挙げられる。

エネルギー供給側では、シェールガス革命等の影響で国際相対価格の大きな変化が予想される。また、火力発電所の効率化等技術面での更なる革新が予想される。再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度等の促進政策が東南アジア各国で進められている。

エネルギー需要側では、東南アジアの消費者（家計、産業）がエネルギー効率を基準に選択をする傾向が強まってきている。また、renewable portfolio standard等により、低炭素を基準とした消費も普及し始めている。しかし、こうした需要側の動向がエネルギー供給側に与える長期的な影響について（特にコスト面）、確実なことは分かっていない。

東南アジア地域の長期的なエネルギー需要予測（例：2050年目標）、また「あるべきエネルギー構造」については多くの先行研究があり、また、各国レベルで国家緩和計画等も策定されている。しかし、「あるべきエネルギー構造」に「どのような政策手段の組み合わせで到達するか」「ある政策を採用する／しないでエネルギー構造があるべき姿からどのようにかい離するか」についての分析は極めて少ない。

本調査では、低炭素とエネルギー効率の両立を政策目標に据え、長期的なエネルギー需要及びあるべきエネルギー構造については先行研究を活用し、あるべきエネルギー構造にどのような政策手段の組み合わせで到達可能か、政策コストはどの程度か、ある政策を採用する／しないでエネルギー構造があるべき姿からどのようにかい離するかについての分析を行う。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務の範囲

対象地域：分析単位は、ASEAN全体及びケーススタディ3か国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）。

(2) 業務内容

調査プロセスの流れを以下に記載するが、調査手法については、これによらず提案することも可とする。

調査プロセス

(ア) 長期的なエネルギー価格、エネルギー需要予測及びあるべきエネルギー構造についての先行研究のレビューを行い（ASEAN、インドネシア、フィリピン、ベトナム。長期は2050年を目標とする）、JICAとの協議にもとづき、本調査における需要予測及びあるべきエネルギー構造（またはその範囲）を決定する。

(イ) JICAとの協議にもとづき、政策シミュレーションのためのエネルギーミックスモデルを構築する。分析する政策手段は、低炭素（再生可能エネルギー含め）を目標とするものと、エネルギー効率性を目標とするものの2グループに分類される。政府主導型の政策体系と、市場主導型の政策体系の双方が検討できるよう留意する。特に電力部門については、発電部門の構成についての詳細なシミュレーションを可能とする。

(ウ) JICAとの協議にもとづき、政策手段の選択パターンを構築する。あるべきエネルギー構造にどのような政策手

段の組み合わせで到達可能か、ある政策を採用する／しないでエネルギー構造があるべき姿からどのようにかい離するかについて分析を行う。また、政策コストについての分析も行い、定量比較ができるようにする。

(イ) 低炭素及びエネルギー効率性の両立の観点、また、政策コストの観点から、ASEAN、インドネシア、フィリピン、ベトナムそれぞれに対して政策提言をとりまとめる。

(オ) シンポジウムを開催し(日本1回)、調査の途中経過に関するプレゼンテーション資料案を作成し、重要なコメントを最終報告書に反映させる。

(カ) 最後に、本調査で構築したモデルについて、ケーススタディ対象3か国において研修形式の現地ワークショップを実施する。

実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 本調査の実施にあたっては、JICAへの助言を目的としてアドバイザーグループが形成される予定。

(イ) 具体的な政策手段及びその政策効果についての理論的側面については、別途調査が実施される予定。

## 7 成果品等

成果品等

(1) インセプションレポート(2013年8月中旬)

(2) インテリムレポート(2013年11月中旬)

(3) ドラフトファイナルレポート(2013年12月中旬)

(4) ファイナルレポート(2014年3月上旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

下記の分野を担当する団員が参加することを想定しているが、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合、プロポーザルにて提案を行う。

(1) 総括/新エネルギー・再生可能エネルギー(評価対象予定者)

(2) 電力市場制度設計(評価対象予定者)

(3) エネルギーミックスモデル(1)

(4) 業務調整/エネルギーミックスモデル(2)

## 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。